

橋本市

子ども読書活動推進計画



平成 21 年 3 月

橋本市教育委員会

目次

第1章 計画の策定にあたって	
第1節 計画策定の経緯	1
（1）子どもの読書活動の現状と社会的背景	1
第2節 計画策定の基本的な考え方	1
（1）計画策定の目的	1
（2）基本方針	2
（3）計画の期間	2
第2章 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進	
第1節 家庭における子どもの読書活動の推進	3
（1）家庭の役割	3
（2）家庭における取組	3
第2節 地域における子ども読書活動の推進	3
（1）地域の役割	3
（2）地域における取組	4
（3）地域における子ども読書環境の整備と充実	4
第3節 学校等における子ども読書活動の推進	5
（1）保育園・こども園・幼稚園の役割	5
（2）保育園・こども園・幼稚園における取組	5
（3）学校の役割	5
（4）学校における取組	6
（5）学校等における子ども読書環境の整備と充実	6
第3章 交流と連携	
第1節 交流と連携の推進	8
（1）家庭・地域・学校等の交流と連携	8
（2）家庭・地域・学校等の交流と連携の取組	8
第2節 推進体制の整備	9
（1）推進体制の整備の方策	9
（2）財政上の措置	9
第3節 広報・啓発活動の推進	9

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の経緯

(1) 子どもの読書活動の現状と社会的背景

読書は、単に読み書きの力をつけたり、知識を得たりするだけのものではありません。子どもたちは、より多くの本を楽しむことにより、言葉の発達が促され、コミュニケーションの能力が高められ、豊かな想像力に根ざす感性や情緒、創造力を身につけていきます。

しかし、テレビ・インターネット・携帯電話・テレビゲームなどに触れる生活時間が増えて、子ども大人を問わず「読書離れ」「活字離れ」が進んでいます。読書をする子としない子の二極化が進み、小学校、中学校、高等学校と進むにつれ、二極化は強くなる傾向にあります。橋本市においても小学校から中学校に進むにつれて「読書離れ」の傾向は顕著になることが、読書関係調査により明らかになりました。

国においては、子どもの読書活動を支援するため、平成12年を「子ども読書年」とする決議がなされ、平成13年12月には「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。そして、平成14年8月、この法律に基づき、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、その中で施策の基本的な方向と具体的な方策が示されました。平成20年3月には新たに「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）」が閣議決定されています。また、平成16年3月に、「和歌山県子ども読書活動推進計画」が策定され、和歌山県のすべての子どもが自主的に読書活動を行い、生涯にわたる読書習慣を身につけるための読書環境の整備と指針が示されました。

本計画を策定するための検討委員会（橋本市子ども読書活動推進計画検討委員会）では、乳幼児期に家庭や保育所での読み聞かせ（注1）から始まる子どもと本との出会いの大切さ、就学後も身近に読書を楽しめる環境が用意されていることの大切さが、様々な立場から議論されました。

第2節 計画策定の基本的な考え方

(1) 計画策定の目的

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）」及び「和歌山県子ども読書活動推進計画」を踏まえ、橋本市のすべての子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）に、読書を楽しむ習慣を日常生活に根付かせるとともに、子どもの健やかな

（注1）読み聞かせ：子どもに絵本や紙しばい等を見せながら、語り手が活字の部分を読んでその内容を伝えること。

成長を願って、橋本市子ども読書活動推進計画を策定しました。

(2) 基本方針

「子どもの読書活動の推進」のために、以下の4点を基本方針として取り組みます。

家庭・地域・学校等を通じた橋本市全体での取組を推進します。

家庭・地域・学校等が一体となった、「人が育ち合う、共育のまちづくり」において、子どもの読書を楽しむ機会が充実できるよう、家庭・地域・学校等それぞれが担うべき役割を明確にし、関係機関等との連携・協力を進めながら子ども読書活動への取組を推進します。

本との出会いづくりに努めます。

家庭・地域・学校等において、さまざまな本との出会いを提供して、読書の楽しさを伝えていきます。子どもの発達段階に応じて出会わせたい時期にふさわしい本との出会いを演出します。

子どもと本をつなぐための大人たちの交流と連携を推進します。

保護者など、子どもの周りにいる大人が読書に対する理解と関心を深め、子どもと本をつなぐ架け橋の役目を果たすように働きかけます。その際、子ども読書活動推進に関する人的ネットワークの整備に努め、子どもと本をつなぐ中核となる読書関係ボランティアと行政との協働を推進します。家庭・地域・学校等が相互に協力し、より大きな力が発揮できるような交流と連携の輪をつくります。

読書環境の整備と充実に努めます。

すべての子どもの身近に本があり、気軽に自主的な読書が楽しめるよう、市立図書館（以下、図書館という。）や学校図書館などを中心に本のある環境づくりを進めます。

(3) 計画の期間

計画の期間は平成21年度からおおむね5年間とします。

第2章 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動 の推進

第1節 家庭における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭の役割

家庭は子どもの生活の場の基本であり、家庭には、地域・学校等と連携して、すべての子どもたちに読書の楽しさを伝えたり、本に親しむ機会をつくったりする大切な役割があります。そのため子どもが日常生活の中で自然に読書に親しむことができるよう、環境を整備していくことが重要です。

家庭では、子どもの発達に応じて、読み聞かせや親子が一緒に本を読むなど工夫して子どもが本と出会うきっかけをつくったり、「読書の時間」を設けたり、読書活動が日常生活の中で継続的に行われるよう配慮していくことが重要です。

また、保護者自身が読書活動の意義を認識して積極的に読書に親しみ、本の楽しさを子どもと語り合うなど、読書に対する興味や関心が自然に高まるような環境づくりも必要です。

(2) 家庭における取組

- ・保護者と子どもと一緒に図書館等を利用するよう、広報紙等を通じて啓発・広報に努めます。
- ・出生祝として市が新生児に提供している絵本プレゼントを、ブックスタート事業(注2)に切り換えることを検討します。
- ・乳幼児健診の場などを活用して、絵本の読み聞かせの大切さなどを伝えます。
- ・家庭教育啓発用の通信文書等を通じて読書活動のきっかけづくりに努めます。

第2節 地域における子ども読書活動の推進

(1) 地域の役割

子どもの成長に伴い、子どもの行動が家庭から地域へと広がることから、地域での読書活動の取組が大切となります。

地域には図書館をはじめ子どもの読書活動に関わる様々な施設(地区公民館・児童館・

(注2)ブックスタート事業：赤ちゃんと保護者が絵本を介して、かけがえのない時間をもてるよう支援する運動。

母子健康センター・学童保育所・絵本の家等、以下『地域の施設』という。)があります。中でも図書館は、人々の学ぶ権利を保障するために図書館資料を提供するところであり、

市民が自ら学び、考え、創造し、より豊かな生活の実現をめざす生涯学習の情報拠点でもあります。図書館は地域における子どもの読書活動の中核としての役割を担うとともに、大人を含めたすべての人々の読書活動や、「地域の施設」、学校等子どもの生活にかかわる施設などへの情報提供や支援も行っています。

「地域の施設」では、子どもが定められた時間を過ごす学校等とは異なり、保護者や子どもが自らの意思で施設を利用し、読書を通して親子が地域とのふれあいをもちながら社会体験を積み重ねることができます。子どもにとって、様々な人とのコミュニケーションを図っていくことは、とても意義深いことです。

また、「地域の施設」では、読み聞かせや読書にふれる機会の提供、図書資料の充実、読書スペースの整備など、子どもが自ら読書に親しみ、楽しむことのできる環境が求められています。そして、読書に関するボランティアは、読み聞かせをはじめ地域での自主的な活動を通じて、子どもが読書に親しむ機会を提供しており、今後ともその役割が期待されています。

(2)地域における取組

- ・地域で子どもたちの読書活動を支える様々なボランティア活動を支援するとともに、「地域の施設」で身近に本に親しむ場を提供することにより、地域での子どもの読書活動の充実を図ります。
- ・保護者や地域のボランティアによる読み聞かせやお話会などの活動を一層推進します。
- ・子ども読書活動関係ボランティアのネットワークづくりを支援します。
- ・図書館は、乳幼児から青少年まで、すべての子どもの読書活動を支える蔵書構成をめざします。
- ・図書館は、読み聞かせなど本との出会いづくり、きっかけづくりを増やします。
- ・図書館は、学校との連携を深めます。
- ・図書館は、移動図書館車での巡回や団体貸出の充実を図ります。
- ・図書館は、読書活動に関わる団体への支援をします。
- ・図書館は、その活動内容と活用方法の広報に努めます。

(3)地域における子ども読書環境の整備と充実

- ・「地域の施設」をはじめ、子どもが立ち寄る様々な施設に絵本等の設置を働きかけます。
- ・子ども読書活動関係ボランティア養成講座の開催に努めます。
- ・図書館は、子どもたちの様々な利用に対応できる担当の司書を配置します。
- ・図書館司書は、市内の学校図書館の整理、配架や所蔵書誌データの蓄積などに連携協力します。
- ・図書館は公共図書館としての資質の向上を図ります。

第3節 学校等における子ども読書活動の推進

(1) 保育園・こども園・幼稚園の役割

保育園・こども園・幼稚園における保育・教育は、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期です。

乳幼児期に絵本や物語の楽しさと出合わせるため、保育所保育指針・幼稚園教育要領に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行います。

絵本を通じた乳幼児期の関わりは、子どもの読書力の基礎を培うだけでなく、人(親子)の温もりや絵本の楽しさを感じさせることで、心も育てます。乳幼児期に耳からしっかり聞く力を付けることによって、読書力は向上します。また、乳幼児期の教育・保育は、読書力の土台である想像力も育みます。

保育園・こども園・幼稚園は、子どもの手が届く所に常に絵本があり、繰り返し読み聞かせができる環境にあります。保護者に対しても日々のかかわりを通して、読み聞かせの楽しさや大切さを伝える役割を担っています。

(2) 保育園・こども園・幼稚園における取組

- ・日課の中で絵本にかかわる時間の位置付けをします。
- ・絵本や物語の楽しさを体感できる活動に取り組みます。
- ・保護者に読み聞かせ体験や親子で読み聞かせを聞く体験を企画します。
- ・保護者への絵本のリストの配布や研修会・懇談会を通して、絵本の選び方や読み聞かせの楽しさ大切さを伝えます。
- ・親子保育(園開放)や絵本のリストの配布などにより未就園児親子への絵本の読み聞かせの楽しさや大切さを伝えます。
- ・子どもの発達に応じた選書、読み聞かせの方法、教材づくり等、職員の資質の向上に努めます。

(3) 学校の役割

読書は、子どもたちの言葉を育て、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにします。

新しい教育基本法の理念を受け、平成19年6月に改正された学校教育法第21条において、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が新たに定められました。子どもたちの読解力向上が課題とされ、言語活動のより一層の充実が求められている中で、学校教育における読書の重要性がより一層明確になりました。

学校においては従来から国語などの各教科における学習活動を通じて、読書活動が行われてきており、子どもたちの自主的な読書習慣を形成していくうえで、学校は大きな役割を担っています。

また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等を通じて、調べ学習等の多様な学習活動を進めていくために、学校図書館を計画的に利用しその活用を図ることは、今後の子どもたちの自主的な読書活動を推進するうえでも重要です。

(4) 学校における取組

児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

- ・朝読書活動（注3）など、全校一斉の読書活動を推進します。
- ・読み聞かせ活動の充実を図ります。
- ・読書週間等の期間を活用して読書活動を推進します。
- ・推薦図書コーナー等の設置など、校内読書環境を整えます。
- ・国語科をはじめ、すべての教科等を通じて様々な文章や資料を読んだり調べたりするなど多様な読書活動を推進します。
- ・図書の時間等を活用し、読書指導を進めます。
- ・学校図書館を活用した授業研究を進めます。
- ・読書指導に関する校内研修会を実施し、すべての教職員が連携しながら読書活動を推進します。
- ・先進的な取組例に積極的に学び、教職員の意識の高揚や指導力の向上を図ります。また、学校間の連携・協力体制を充実させます。

障がいのある子どもの読書活動の推進

- ・障がいの状態に応じた読書環境を整えます。
- ・視聴覚機器の活用を推進します。
- ・ボランティアによる読書支援を推進します。
- ・「視覚障害教育情報ネットワーク（注4）」の活用を図ります。
- ・点字図書、点字データ等の教材や実践事例についての情報交換や相互利用の促進を図ります。

(5) 学校等における子ども読書環境の整備と充実

保育園・幼稚園・こども園の読書環境の整備と充実

- ・保育室の絵本環境の充実（絵本棚、くつろいで絵本を見られる空間づくり、発達段階に合わせた絵本、子どもたちがよく知っている昔話の絵本の提供）を図ります。

学校図書館の整備と充実

（注3）朝読書活動：学校で毎朝始業前の10分間、児童・生徒・教職員全員で本を読む運動が、「朝の読書」として約20年前に提唱され、その形態は各学校の実情に応じて変化しながら全国的に広まってきている。

（注4）視覚障害教育情報ネットワーク：視覚障がい教育全般についての教材データ提供および情報提供の場であり、盲学校間など視覚障がい関連機関の間での情報交換・意見交換の場でもあるネットワーク。

- ・学校図書館図書標準の達成をめざし、図書資料の計画的な整備・充実に努めます。
- ・保護者を含めたボランティアの方々との協働を推進し、教職員とともに学校図書館の整備を図ります。
- ・蔵書等のデータベースの構築を推進します。
- ・司書教諭（注5）及び教職員の協力体制の確立に努めます。
- ・学校間における図書館教育担当者の連携や各学校図書館と図書館との連携を密にします。
- ・読書スペース等の整備を促進します。
- ・コンピューターを活用した情報化及び情報教育の推進を図ります。

身近な読書環境の充実

- ・学級文庫の充実に努めます。
- ・図書館や和歌山県立図書館における貸出制度の積極的活用を図ります。
- ・児童生徒のよく見える場所へブックコーナー等を設置し、読書の啓発を図ります。

（注5）司書教諭：学校図書館の資料や情報の利用を促し、児童・生徒および教員の教育活動を推進・援助していく職務であり、12学級以上の小・中学校および高等学校には配置が義務付けられている。

第3章 交流と連携

第1節 交流と連携の推進

(1) 家庭・地域・学校等の交流と連携

子どもの「生きる力」の育成をめざす教育理念は、家庭・地域・学校等が相互に協力・連携して実現するものであり、地域社会の中で子どもを育てる地域コミュニティの再生を図ることが必要です。子どもの発達や育ちに視点をあて、家庭・地域・学校等の連携を深めながら地域ぐるみで子どもの教育を行う環境づくりに努める中で読書を考え、子ども読書活動推進に寄与する交流と連携を推進します。

また、図書館・中央公民館・地区公民館では、家庭に対し、読み聞かせや絵本に関わるボランティアと協働して、連携による事業活動を進めています。これに対して、学校では数年前から学校図書館ボランティア団体と協働で学校図書館を整備したり、ボランティアと連携して子ども読書活動を進める取組も出てきています。

今後は子ども読書活動に関わる団体、サークルや個人の連携の輪を広げ、より多くの読書活動支援が行えるような協働体制の整備に努めます。

(2) 家庭・地域・学校等の交流と連携の取組

- ・家庭と学校等、地域と学校等との交流と連携を資料提供や情報交換など多方面から進めます。
- ・学校等が地域の公民館やボランティアと連携し、地域が一体となった子どもの自主的な読書活動の推進を図ります。
- ・橋本市教育委員会の人材バンクに登録したボランティアが学校などで円滑に活動する場を広げます。
- ・学校、地区公民館、ボランティア、行政関係者等による交流や情報交換の場を定期的に設け、計画的・継続的な子ども読書活動を推進します。
- ・蔵書の整理など学校図書館運営において、教職員と学校図書館ボランティアの協働に努めます。
- ・公民館や学校等におけるボランティアによる読み聞かせなどを促進します。
- ・学校図書館に関する広報を積極的に行います。
- ・先進地や各校での事例の紹介を積極的に行います。
- ・地域との連携による学校でのブックトーク（注6）活動を推進します。
- ・学校や地域の実情に応じて、学校図書館の地域への開放を推進します。

（注6）ブックトーク：児童・生徒の読書意欲を高めるために、テーマを決めて、何冊かの本をまとめ口頭で内容を紹介すること。

第2節 推進体制の整備

(1) 推進体制の整備の方策

本計画については、計画の推進状況を確認するとともに、「橋本市子ども読書活動推進会議」を設置し、市民協働を推進する中で「橋本市子ども読書活動推進計画」の効果的な推進を図ります。

(2) 財政上の措置

本計画に掲げられた取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

第3節 広報・啓発活動の推進

- ・「橋本市子ども読書活動推進計画」を周知します。
- ・読書に関する情報を子どもたちに発信し、読書活動がもつ意義や重要性について普及・啓発に努めます。
- ・読書活動の意義や優れた取組、図書資料等の情報について広報・啓発を行い、子どもの読書活動を積極的に推進します。
- ・市内の読み聞かせ会等の情報発信、年齢や発達に応じた子どもにおすすめの本のアドバイスなどに努めます。
- ・子どもが家庭で本に親しむ時間を増やすことの大切さについて、広報・啓発を行います。
- ・子どもの読書活動に関する特色ある取組等の情報収集・提供を行います。